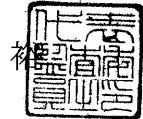


幸田町監査公示第10号

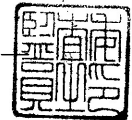
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和6年1月24日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



記

- 1 監査の種別
定期監査
- 2 監査の実施年月日
令和6年1月23日
- 3 監査の対象課名
企画部企画政策課、企業立地課及び財政課
- 4 監査の対象事項
令和5年11月30日までの予算執行状況について、財務に関する事務が適正かつ効率的、計画的に行われているかを主眼に監査した。
- 5 監査の実施内容等
幸田町監査基準に基づき、予算執行状況書及び関連調書について、あらかじめ対象課に提出を求め、適正かつ効率的、計画的に予算が執行されているかを事前確認した上で、幸田町監査実施着眼点にある評価項目に照らし、対象課職員から説明を聴取して監査を実施した。
- 6 監査の結果
おおむね適正と認める。
なお、備品管理について、企画政策課にあっては、台帳と現物の照合作業が実施されていない。毎年度実施されるよう努められたい。